

り災(届出)証明申請書

(宛先)各務原市長

◎太枠内をご記入ください。

申請日	年 月 日		証明必要数	枚
申請者 (り災(届出)証明が必要な方) (世帯主)	住所	〒 電話番号		
	現在の連絡先	〒 電話番号		
	(ふりがな)氏名	生年月日		
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住所	〒 電話番号		
	(ふりがな)氏名			
	申請者との関係	☐ 同一世帯の親族 ☐ その他()		
り災住家等の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)				
り災原因	年 月 日の による			
被害状況	☐ 浸水被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)			
り災住家等の詳細	☐ 家屋(☐ 住家(☐ 持家 / ☐ 借家)、 ☐ 事務所、 ☐ 店舗、 ☐ その他())			
	☐ 家屋以外の不動産			
	☐ 動産			
申請者とり災住家等の関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ 借家人 ☐ その他()			
住家に関する情報の内部利用同意欄	☐ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用することに同意します。			
写真による被害区分の判定(※)	☐ 希望します(写真を添付)。 ☐ 希望しません。			
	※ 以下の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望します」欄にチェックをしてください。 ①地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合 ②水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 ③申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります) ※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。			
	上記③の自己判定方式を希望する場合は、次のことに同意する必要がありますので、チェックをしてください。 ☐ 「準半壊に至らない(一部損壊)」という結果に同意します。			

○窓口に来られる方が上記申請者の代理人の場合は、申請者に次の委任状に記入していただく必要があります。ただし、各務原市内に住民登録のある同一世帯の親族が代理人の場合は、記入の必要はありません。

委任状	上記の窓口に来られた方を代理人と定め、り災(届出)証明申請書の申請及び証明書の受領に係る一切の事務を委任します。
	年 月 日
	委任者(申請者)
	住所
	氏名

＜記入上の留意点＞

①証明書には、り災証明書とり災届出証明書の2種類があります。

り災証明書は、災害により被害を受けた家屋（住家、事務所、店舗等）について「被害の程度」を証明する書面です。なお、門扉、塀、車庫等、家屋でない構造物、付帯設備は証明の対象外となります。

り災届出証明書は、災害により家屋以外の不動産又は動産（家財や自動車など）に被害を生じた旨の届出がなされたことを証明する書面です。

火災の場合は消防署に問い合わせてください。

②「証明必要数」欄には、り災（届出）証明書の必要枚数を記入してください。

③窓口に来られた方は、申請時に本人であることが確認できるものを提示してください。

④代理人の場合は、「委任状」欄を記入し申請時に代理人本人であることが確認できるものを提示してください。

ただし、各務原市内に住民登録のある同一世帯の親族が代理人の場合は、記入の必要はありません。

⑤「り災住家等の所在地」欄には、被害のあった建物の住所を記入してください。また、アパートなどの建物名称等も記入してください。

⑥「り災原因」欄には、り災又はり災したと思われる日付及び理由について、次の例示のように記入してください。

例1 「令和〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震」による

例2 「令和〇〇年〇〇月〇〇日の台風第〇〇号の豪雨」による

⑦「被害状況」欄には、被災した内容をできる限り詳細かつ具体的に記入してください。

例1 「大雨による増水で〇〇丁目一帯が浸水し、床上〇〇cm浸水した。」

例2 「地震により住宅の1階部分がつぶれて使用不能になった。」

なお、住家の場合には、母屋を中心に記入してください。

⑧「り災住家等の詳細」欄には、該当する項目にレ点を記入してください。

家屋以外の不動産及び動産の場合は、り災物件を具体的に記入してください。

⑨「申請者とり災住家等の関係」欄には、該当する項目にレ点を記入してください。

※自己判定方式とは、市は現地調査を行わず、申請者が撮影した住家の被害状況がわかる写真等で確認をして、被害区分を判定するものです。自己判定方式で交付できる証明書は、「一部損壊（損害割合10%未満）」に該当する場合のみになります。「一部損壊（損害割合10%未満）」とは、家屋の被害割合が10%未満のものをいい、例えば、以下のいずれの損害も生じていない場合などです。

部位	損傷
屋根	・棟瓦以外の瓦のずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	・仕上材が脱落している。 ・釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。 ・飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	・ガラスが破損している。 ・ドアが破壊されている。